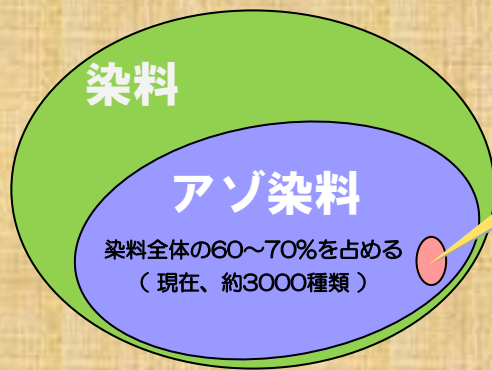


# トピックス

## ～ アゾ化合物が有害物質に指定されました ～

平成28年4月1日より、家庭用品規制法で、あらたに「特定芳香族アミンを容易に生成するアゾ染料」の家庭用繊維製品等への使用が禁止されました<sup>3-5)</sup>。

アゾ染料はアゾ基を持つ染料の総称で種類が豊富で安価であり、世界中で広く使用されています。その一部のアゾ染料が、衣類を長時間着用することで汗に溶けだしたり、なめることによって摂取したりして、皮膚表面や腸内の細菌や肝臓で還元分解され、発がん性またはその恐れが指摘されている特定芳香族アミンを生成する可能性があることがわかりました。規制対象となるのは、衣類、寝具、床敷物の他に、子供が口に入れる可能性の高いタオル、バスマット、テーブル掛け、革製品（毛皮含む）等まで広げられました。ただし、通常使用する状態で直接肌に触れる部分に使われるアゾ染料に限られます。



### 規制対象のアゾ染料

(特定芳香族アミン(対象24物質)を容易に生成するもの)

《 基準 》

アゾ化合物の特定芳香族アミンとしての含有量が  
30 $\mu$ g/g以下であること

\*規制対象となるのは、アゾ染料全体の約5%

規制対象の繊維製品・革製品(規制対象部位は、襟や袖など通常の使用形態で直接肌に接触する部分のみ)



乳幼児用  
繊維製品



下着



寝衣



手袋



くつした



中衣



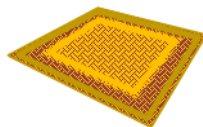
外衣



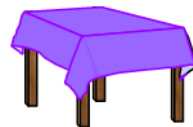
帽子



寝具



床敷物(※)



テーブル掛け



えり飾り



ハンカチ(※)



タオル、  
バスマット等(※)

○：革製品も規制対象であるもの、 ※：こどもが舐めるおそれがあるため、規制対象になっているもの

環境科学研究所では、家庭用品規制法に基づき家庭用品の試買試験を実施し、市民の皆様の安全確保に努めています。

- 1) 昭和48年10月12日法律第112号(厚生省)
- 2) 平成26年度大阪市立環境科学研究所報告「調査・研究年報」、繊維製品中のホルムアルデヒド実態調査および洗濯による低減について、[http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/cmsfiles/contents/0000336/336326/r2014\\_43-47.pdf](http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/cmsfiles/contents/0000336/336326/r2014_43-47.pdf)
- 3) 厚生労働省ホームページ、平成28年4月1日から家庭用品規制法における特定芳香族アミンを容易に生成するアゾ染料の規制が始まります、<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000114934.html> (2016/7/6 閲覧)
- 4) 改正政令、平成27年政令第175号
- 5) 改正省令、平成27年厚生労働省令第124号

(調査研究課 食品保健グループ 大嶋智子)